

自動販売機設置場所の貸付等についての入札説明書

板橋区（以下「区」という。）では、区施設利用者及び従事職員の利便性の向上、災害時における飲料水の確保、施設等の余裕スペースの活用並びに収入確保を図るため、区施設に設置する自動販売機の設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

1 入札物件一覧表

物件番号	物件番号	所在地 施設名・設置場所	設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
1	A	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢体育館① 1階管理棟	0.84 m ²	横1.00m×奥行0.63m 横0.46m×奥行0.45m			努力義務	
	B	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢体育館③ 1階体育館棟	0.84 m ²	横1.00m×奥行0.63m 横0.46m×奥行0.45m			努力義務	
	C	板橋区新河岸三丁目1番3号 新河岸陸上競技場② 1階管理棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	D	板橋区東坂下二丁目21番 洋弓場	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	E	板橋区新河岸三丁目1番3号 新河岸庭球場② 1階管理棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
2	A	板橋区桜川一丁目3番1号 上板橋体育館① 1階	0.80 m ²	横0.99m×奥行0.63m 横0.35m×奥行0.50m			努力義務	
	B	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館② 地下2階プール棟	1.09 m ²	横1.16m×奥行0.72m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	

物件 番号	物件 番号	所在地 施設名・設置場所	設置 面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応 型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
	C	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館⑤ 2階体育館棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	D	板橋区高島平八丁目28番1号 高島平温水プール② 2階	1.46 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.35m×奥行0.46m			努力義務	
	E	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢体育館⑥ 1階プール棟	0.775 m ²	横0.7m×奥行0.75m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
3	A	板橋区加賀一丁目17番1号 加賀庭球場 1階談話室	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	B	板橋区新河岸三丁目1番3号 新河岸陸上競技場① 1階管理棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	C	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢野球場 観客席	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	D	板橋区新河岸三丁目1番3号 新河岸庭球場① 1階管理棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	E	板橋区新河岸三丁目1番3号 新河岸庭球場③ 屋外	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	なし
4	A	板橋区桜川一丁目3番1号 上板橋体育館③ 1階	0.86 m ²	横1.01m×奥行0.73m 横0.35m×奥行0.36m			努力義務	
	B	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢体育館⑤ 2階管理棟	0.84 m ²	横1.00m×奥行0.63m 横0.46m×奥行0.45m			努力義務	

物件 番号	物件 番号	所在地 施設名・設置場所	設置 面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応 型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
	C	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館④ 地下2階プール棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	D	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館⑧ 1階体育館棟	0.89 m ²	横0.87m×奥行0.73m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
5	A	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢体育館② 1階管理棟	0.84 m ²	横1.01m×奥行0.63m 横0.46m×奥行0.45m			努力義務	
	B	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢体育館④ 1階体育館棟	0.85 m ²	横1.02m×奥行0.63m 横0.46m×奥行0.45m			努力義務	
	C	板橋区大和町29番13号 板橋本町駅第1自転車駐車場①	1.07 m ²	横1.2m×奥行0.65m 横0.45m×奥行0.65m			努力義務	なし
	D	板橋区志村三丁目21番20号先 志村三丁目駅第一自転車駐車場	1.06 m ²	横0.85m×奥行0.85m 横0.4m×奥行0.85m			努力義務	なし
6	A	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館③ 地下2階プール棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	B	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館⑥ 1階体育館棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			努力義務	
	C	板橋区志村三丁目24番17号先 志村三丁目駅第二自転車駐車場	0.94 m ²	横1.0m×奥行0.65m 横0.45m×奥行0.65m			努力義務	なし

物件 番号	物件 番号	所在地 施設名・設置場所	設置 面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応 型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
	D	板橋区志村三丁目 26 番 21 号先 志村三丁目駅第三自転車駐車場	0.83 m ²	横 1.03m×奥行 0.65m 横 0.33m×奥行 0.5m			努力義務	なし
7	A	板橋区桜川一丁目 3 番 1 号 上板橋体育館② 1 階	0.98 m ²	横 1.16m×奥行 0.74m 横 0.35m×奥行 0.36m			努力義務	
	B	板橋区赤塚五丁目 6 番 1 号 赤塚体育館① 地下 2 階プール棟	1.55 m ²	横 1.30m×奥行 1.00m 横 0.5m×奥行 0.5m			努力義務	
	C	板橋区新河岸三丁目 1 番 3 号 新河岸庭球場④ 屋外	1.55 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 0.5m×奥行 0.5m			努力義務	なし
	D	板橋区成増二丁目 15 番 16 号 成増駅南口第 2 自転車駐車場②	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 0.5m×奥行 1.0m			努力義務	なし
	E	板橋区大和町 29 番 13 号 板橋本町駅第 1 自転車駐車場②	0.77 m ²	横 1.0m×奥行 0.5m 横 0.45m×奥行 0.6m			努力義務	なし
8	A	板橋区高島平八丁目 28 番 1 号 高島平温水プール① 1 階	1.47 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 0.37m×奥行 0.47m			努力義務	
	B	板橋区赤塚五丁目 6 番 1 号 赤塚体育館⑦ 1 階体育館棟	1.55 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 0.5m×奥行 0.5m			努力義務	
	C	板橋区徳丸一丁目 8 番 20 号先 徳丸タウンブリッジ自転車駐車場	1.55 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 0.5m×奥行 0.5m			努力義務	なし
	D	板橋区成増三丁目 3 番 13 号 成増公園前自転車駐車場	1.7 m ²	横 1.2m×奥行 1.0m 横 0.5m×奥行 1.0m			努力義務	なし

物件 番号	物件 番号	所在地 施設名・設置場所	設置 面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応 型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
	E	板橋区成増三丁目11番10号 成増駅北口第1自転車駐車場	0.82 m ²	横1.05m×奥行0.55m 横0.45m×奥行0.55m			努力義務	なし
9	A	板橋区桜川一丁目3番1号 上板橋体育館④ 1階	0.81 m ²	横1.0m×奥行0.63m 横0.35m×奥行0.50m			努力義務	
	B	板橋区桜川一丁目3番1号 上板橋体育館⑤ 2階	0.81 m ²	横1.00m×奥行0.63m 横0.35m×奥行0.5m			努力義務	
	C	板橋区高島平九丁目2番14号 西台倉庫	1.01 m ²	横1.05m×奥行0.75m 横0.45m×奥行0.5m			努力義務	なし
	D	板橋区成増二丁目15番16号 成増駅南口第2自転車駐車場①	1.03 m ²	横1.4m×奥行0.38m 横0.5m×奥行1.0m			努力義務	なし
10	A	板橋区氷川町12番10号 仲宿地域センター 1階	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			努力義務	
	B	板橋区高島平三丁目12番28号 高島平地域センター② 1階	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			努力義務	
	C	板橋区中台一丁目44番8号 中台地域センター 1階	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			努力義務	
	D	板橋区舟渡三丁目19番8号 舟渡地域センター 屋外	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			努力義務	なし
	E	板橋区東新町二丁目45番6号 桜川地域センター 1階	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			努力義務	

物件 番号	物件 番号	所在地 施設名・設置場所	設置 面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応 型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
11	A	板橋区泉町 16 番 16 号 清水地域センター 1 階	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m			努力義務	
	B	板橋区高島平三丁目 12 番 28 号 高島平地域センター① 1 階	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m			努力義務	
	C	板橋区高島平三丁目 12 番 28 号 高島平地域センター③ 駐車場	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m			努力義務	なし
	D	板橋区富士見町 3 番 1 号 富士見地域センター 1 階	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m			努力義務	
	E	板橋区舟渡一丁目 14 番 5 号 舟渡ホール	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m			努力義務	
12	A	板橋区常盤台三丁目 27 番 1 号 常盤台区民事務所 屋外	2.24 m ²	横 1.45m×奥行 1.2m 横 1.0m×奥行 0.5m			努力義務	なし
	B	板橋区加賀一丁目 7 番 2 号 加賀福祉園 1 階	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m	ユニバーサル デザイン (災害対応 型に付加)		努力義務	
	C	板橋区赤塚六丁目 19 番 14 号 赤塚福祉園 1 階	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m	ユニバーサル デザイン (災害対応 型に付加)		努力義務	

物件 番号	物件 番号	所在地 施設名・設置場所	設置 面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応 型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
	D	板橋区徳丸一丁目16番1号 板橋西清掃事務所③ 2階	1.45 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			必須	
	E	板橋区大山東町51番1号 文化会館⑤ 2階小ホール	1.44 m ²	横1.3m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.8m			努力義務	
13	A	板橋区本町24番1号 子ども家庭総合支援センター① 1階	1.37 m ²	横1.4m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.5m	エバーサル デザイン (災害対応 型に付加)		必須	
	B	板橋区本町24番1号 子ども家庭総合支援センター② 1階	1.097 m ²	横1.1m×奥行0.77m 横0.5m×奥行0.5m	エバーサル デザイン (災害対応 型に付加)		必須	
	C	板橋区仲宿3番1号 仲宿集会所 1階	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			努力義務	
14	A	板橋区徳丸一丁目42番1号 西徳第一公園	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m		ビン不可	努力義務	なし
	B	板橋区西台三丁目42番1号 西徳第二公園	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m		ビン不可	努力義務	なし
	C	板橋区徳丸八丁目5番1号 紅梅公園	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m		ビン不可	努力義務	なし

物件 番号	物件 番号	所在地 施設名・設置場所	設置 面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応 型以外)	販売不可商品	電子マネー キャッシュレス 決済対応	消費税
	D	板橋区大原町5番16号 大原公園	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m		ビン不可	努力義務	なし
	E	板橋区東山町52番8号 東山公園	1.80 m ²	横 1.3m×奥行 1.0m 横 1.0m×奥行 0.5m		ビン不可	努力義務	なし
15	A	板橋区桜川一丁目3番1号 上板橋体育館⑥ 1階 (アイス)	1.27 m ²	横 1.2m×奥行 0.85m 横 0.5m×奥行 0.5m	アイス		努力義務	
	B	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館⑨ 地下2階プール棟 (アイス)	1.27 m ²	横 1.2m×奥行 0.85m 横 0.5m×奥行 0.5m	アイス		努力義務	
	C	板橋区赤塚五丁目6番1号 赤塚体育館⑩ 1階体育館棟 (アイ ス)	1.27 m ²	横 1.2m×奥行 0.85m 横 0.5m×奥行 0.5m	アイス		努力義務	
	D	板橋区高島平八丁目28番1号 高島平温水プール③ 1階 (アイ ス)	1.27 m ²	横 1.2m×奥行 0.85m 横 0.5m×奥行 0.5m	アイス		努力義務	
	E	板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢体育館⑦ 地下1階プール 棟 (アイス)	1.27 m ²	横 1.2m×奥行 0.85m 横 0.5m×奥行 0.5m	アイス		努力義務	

※ 設置場所は巻末資料「配置図」及び現地にて確認してください。

※ 自動販売機導入商品は施設管理者の許可を取ってください。

※ 板橋区資源環境部環境政策課の施策により、今後、各施設にウォーターサーバーを設置する可能性があります。

2 スケジュール

項目	日程
入札説明書配布	令和6年11月1日（金）から
入札参加申込受付期間	令和6年11月1日（金）から11月14日（木）まで
入札参加資格の通知	令和6年11月21日（木）まで
質問受付期間	令和6年11月21日（木）から11月25日（月）まで
質問回答	令和6年11月29日（金）まで
入札及び開札	令和6年12月4日（水）
契約書等の提出	令和7年1月29日（水）頃
契約の締結（貸付等開始）	令和7年4月1日（火）

3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては板橋区内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、令和6年4月1日現在、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日区長決定）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体もしくはその構成員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けているもしくは過去に受けたことのある団体、その他役員または構成員でない者であること。
- (8) 設置事業者の募集において、落札後正当な理由なく辞退してから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 申込開始日から開札日までに東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

4 売上実績（年間）及び最低入札価格（月額）

物件 番号	物件 番号	施設名・設置場所	令和5年度 売上実績	最低入札価格 (月額)	内訳
1	A	小豆沢体育館① 1階管理棟	1,068,230円	48,365円	16,185円
	B	小豆沢体育館③ 1階体育館棟	1,053,230円		15,958円
	C	新河岸陸上競技場② 1階管理棟	491,383円 ※1		7,445円
	D	洋弓場	285,410円		4,324円
	E	新河岸庭球場② 1階管理棟	293,930円		4,453円
2	A	上板橋体育館① 1階	1,580,040円	44,638円	23,940円
	B	赤塚体育館② 地下2階プール棟	224,750円		3,405円
	C	赤塚体育館⑤ 2階体育館棟	620,360円		9,399円
	D	高島平温水プール② 2階	227,830円		3,452円
	E	小豆沢体育館⑥ 1階プール棟	293,160円		4,442円
3	A	加賀庭球場 1階談話室	869,160円	36,014円	13,169円
	B	新河岸陸上競技場① 1階管理棟	632,109円 ※1		9,577円
	C	小豆沢野球場 観客席	390,930円		5,923円
	D	新河岸庭球場① 1階管理棟	439,160円		6,654円
	E	新河岸庭球場③ 屋外	91,150円		691円
4	A	上板橋体育館③ 1階	1,066,180円	35,154円	16,154円
	B	小豆沢体育館⑤ 2階管理棟	771,960円		11,696円
	C	赤塚体育館④ 地下2階プール棟	227,280円		3,444円
	D	赤塚体育館⑧ 1階体育館棟	254,790円		3,860円

物件 番号	物件 番号	施設名・設置場所	令和5年度 売上実績	最低入札価格 (月額)	内訳
5	A	小豆沢体育館② 1階管理棟	710,050円	36,631円	10,758円
	B	小豆沢体育館④ 1階体育館棟	1,121,090円		16,986円
	C	板橋本町駅第1自転車駐車場①	361,650円		5,480円
	D	志村三丁目駅第一自転車駐車場	224,860円		3,407円
6	A	赤塚体育館③ 地下2階プール棟	258,130円	30,579円	3,911円
	B	赤塚体育館⑥ 1階体育館棟	784,150円		11,881円
	C	志村三丁目駅第二自転車駐車場	596,120円		9,032円
	D	志村三丁目駅第三自転車駐車場	379,800円		5,755円
7	A	上板橋体育館② 1階	1,436,700円	48,577円	21,768円
	B	赤塚体育館① 地下2階プール棟	119,330円		904円
	C	新河岸庭球場④ 屋外	88,570円		671円
	D	成増駅南口第2自転車駐車場②	1,333,950円		20,211円
	E	板橋本町駅第1自転車駐車場②	331,510円		5,023円
8	A	高島平温水プール① 1階	848,190円	45,806円	12,851円
	B	赤塚体育館⑦ 1階体育館棟	391,430円		5,931円
	C	徳丸タウンブリッジ自転車駐車場	741,140円		11,229円
	D	成増公園前自転車駐車場	643,450円		9,749円
	E	成増駅北口第1自転車駐車場	399,020円		6,046円
9	A	上板橋体育館④ 1階	952,910円	28,895円	14,438円
	B	上板橋体育館⑤ 2階	693,430円		10,507円
	C	西台倉庫	85,970円		651円
	D	成増駅南口第2自転車駐車場①	217,720円		3,299円

物件 番号	物件 番号	施設名・設置場所	令和5年度 売上実績	最低入札価格 (月額)	内訳
10	A	仲宿地域センター 1階	592,480円	36,032円	8,977円
	B	高島平地域センター② 1階	545,640円		8,267円
	C	中台地域センター 1階	334,420円		5,067円
	D	舟渡地域センター 屋外	483,720円		7,329円
	E	桜川地域センター 1階	421,890円		6,392円
11	A	清水地域センター 1階	722,990円	35,015円	10,954円
	B	高島平地域センター① 1階	488,340円		7,399円
	C	高島平地域センター③ 駐車場	333,290円		5,050円
	D	富士見地域センター 1階	453,480円		6,871円
	E	舟渡ホール	312,890円		4,741円
12	A	常盤台区民事務所 屋外	383,130円	34,427円	5,805円
	B	加賀福祉園 1階	426,360円		6,460円
	C	赤塚福祉園 1階	266,930円		4,044円
	D	板橋西清掃事務所③ 2階	811,330円		12,293円
	E	文化会館⑤ 2階小ホール ※2 ※1	425,869円 ※1		5,825円
13	A	子ども家庭総合支援センター① 1階	658,640円	28,275円	9,979円
	B	子ども家庭総合支援センター② 1階	991,080円		15,016円
	C	仲宿集会所 1階	216,470円		3,280円

物件 番号	物件 番号	施設名・設置場所	令和5年度 売上実績	最低入札価格 (月額)	内訳
14	A	西徳第一公園 ※3	639,290 円	41,113 円	6,457 円
	B	西徳第二公園	419,010 円		6,349 円
	C	紅梅公園	1,096,420 円		16,612 円
	D	大原公園	331,030 円		5,016 円
	E	東山公園	440,820 円		6,679 円
15	A	上板橋体育館⑥ 1階 (アイス)	2,772,290 円	130,562 円	63,007 円
	B	赤塚体育館⑨ 地下2階プール棟 (アイス)	984,150 円		14,911 円
	C	赤塚体育館⑩ 1階体育館棟 (ア イス)	504,410 円		7,643 円
	D	高島平温水プール③ 1階 (ア イス)	1,314,070 円		19,910 円
	E	小豆沢体育館⑦ 地下1階プール 棟 (アイス)	1,655,990 円		25,091 円

最低入札価格 (月額) には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

- ※1 令和5年度中に稼働していない期間があるため、稼働期間中の売上実績の1か月平均に12か月を乗じて売上実績を算出しています。
- ※2 物件番号12の文化会館⑤ 2階小ホールは、令和7月5月1日から令和7年8月15日まで改修工事实施に伴い施設の貸出利用を行わず、売り上げ確保が見込めないため、最低入札金額 (月額) を32.5月/36月としています。
- ※3 物件番号14の西徳第一公園は、令和9年度途中から大規模改修工事实施予定であり、工事開始前に自動販売機の撤去が必要となるため、最低入札金額 (月額) を24月/36月としています。

5 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

① 物件番号1～13、15

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の4第2項第4号の規定に基づき区が設置事業者に対し、行政財産である土地若しくは建物の一部を賃貸するものです。

② 物件番号14

都市公園法 (昭和31年法律第79号) 及び東京都板橋区立公園条例 (昭和

36 年条例第 12 号) に基づき設置許可を与えるものです。

(2) 貸付等期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(3) 貸付料 (物件番号 1~13、15)

入札により貸付料を決定します。

各年度の貸付料を区が定める期限(毎年度 4 月末日)までに納付(1 年分の貸付料を一括前払い)していただきます。

(4) 使用料 (物件番号 14)

入札により使用料を決定します。

各年度の使用料を区が定める期限(毎年度 4 月末日)までに納付(1 年分の使用料を一括前払い)していただきます。

(5) 貸付等期間内に 30 日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等のため自動販売機を使用できないとき(最低入札価格に反映している部分は除く)は、既納の貸付料又は使用料のうち、当該期間中の貸付料又は使用料を日割り計算により返還を求めることができます。

(6) 設置費の負担等

自動販売機の設置・撤去、証明用電気計器(以下「子メーター」という。)の設置、電源を確保するための電気工事(電源が無い場合)並びに安全対策等は設置事業者が契約期間内に行い、これに要する費用はすべて設置事業者の負担とします。また、電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けてください。

(7) 電気料金

① 子メーターを設置していただき、電気料金を区が発行する納入通知書により、指定する日までに納入していただきます。
毎月の電気料計算方式は次のとおりです。

【計算方式】

$$\begin{array}{l} \text{貸付又は設置} \\ \text{許可物件の} \\ \text{月額電気料金} \end{array} = \begin{array}{l} \text{子メーターの直結する} \\ \text{親メーターによって} \\ \text{計算される月額電気料金} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{子メーターの表示する} \\ \text{月間消費電力量} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{子メーターの直結する} \\ \text{親メーターの表示する} \\ \text{月間消費電力量} \end{array}}$$

(8) 販売品目

販売品目は、①及び②のとおりとします。

なお、自動販売機設置後の販売品目の変更は、施設管理者と協議のうえ、施設利用者等のニーズに合わせて適宜行ってください。

また、機器(回収ボックスも含む)を設置する前に、機器のカタログ及び販売品目の一覧を提出してください。機器及び販売品目の変更を行う場合も同様とします。

①物件番号(1~14)

缶、ペットボトル、紙パック、ビン等(物件番号 14 はビンの販売不可)の飲

料水とし、酒類、タバコは除きます。

②物件番号 (15)

アイスクリーム類及び氷菓とし、酒類、タバコは除きます。

(9) 販売価格

標準販売価格以下としてください。また、販売価格について、設置事業者が施設管理者と協議を行い、販売価格を決定してください。

ただし、下記物件については記載のとおりに対応してください。

- ・ 物件番号 12 板橋西清掃事務所③ 2 階は、販売品目に 500ml ミネラルウォーターを含むようにしてください。

なお、現在、板橋西清掃事務所に設置してある他の自動販売機でのミネラルウォーター販売価格は 90 円となっているため、他より販売価格が高くなった場合、売上に影響する可能性があります。

(10) 機器等の設置

- ① 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じてください。
- ② 「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じてください。
- ③ 自動販売機は特に指定がない限り「災害対応型」を設置してください。
 - ・ 「災害対応型」は、災害時に、電源の供給が断たれた状態であっても自動販売機内の飲料品を提供できる機能とします。
 - ・ 「ユニバーサルデザイン」は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した機能とします。
 - ・ 「アイス」は、アイスクリーム類及び氷菓のみを取り扱う自動販売機とします。
- ④ 自動販売機の外観はデザインや使用する色彩など、周辺設置場所への景観配慮に努めてください。また、特記事項にデザインの指定がある場合は対応してください。
- ⑤ 自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできません。
- ⑥ 「照明の自動点灯」「学習省エネ」「ピークカット」など消費電力量の低減技術を導入した機器や、ノンフロン冷媒を採用した機器など環境負荷の軽減に努めてください。
- ⑦ 容器回収ボックスは、物件ごとに容器の種類に応じた分別回収ボックスを設置してください。ただし、同一施設内に飲料用自動販売機が併設されている物件については、事業者間で協議し、適切な分別回収が可能であれば共同利用を可とします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ってください。
- ⑧ 複数台を設置する箇所については、設置する順序など、事業者間で調整してください。

- ⑨ 「1 入札物件一覧表」に「必須」の記載がある自動販売機は電子マネー・キャッシュレス決済対応としてください。その他の施設についても可能な限り電子マネー・キャッシュレス決済対応を行うよう努めてください。

(11) 維持管理及び衛生管理

- ① 「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。
- ② 商品の補充及び金銭管理並びにゴミの回収及びリサイクルは適切に行ってください。また、搬出入の時間及び経路については、施設管理者の指示に従ってください。
- ③ リサイクルについては、積極的に水平リサイクルに取り組むこと。
- ④ 自動販売機及び自動販売機周辺の清掃を適宜行ってください。また、容器回収ボックスから、容器があふれないように回収を行ってください。屋外に設置する自動販売機については特に留意してください。
- ⑤ 通商産業省(現経済産業省)、農林水産省、大蔵省(現財務省)、厚生省(現厚生労働省)の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機管理者ステッカーを解りやすい位置に貼付してください。自動販売機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において速やかに対応してください。また、故障等の連絡にかかる経費は設置事業者の負担とします。

(12) 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定について

地震、風水害等の災害時において、自動販売機内の商品を無償提供することについて、区と別途協定書を締結していただきます。ただし、アイス自動販売機において、設置事業者は、協定書を締結する必要はありません。

(13) 災害時における飲料水等の供給に関する協定について

板橋区地域防災計画に基づき、災害応急対策業務を実施する必要が生じた場合の飲料水等(ミネラルウォーター、その他の飲料)の供給について、区と別途協定書を締結していただきます。ただし、アイス自動販売機において、設置事業者は、協定書を締結する必要はありません。

(14) その他

各設置場所における個別の条件については、配置図の特記事項を確認のうえ、対応してください。また、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行ってください。なお、本仕様書に定めのない事項については、区と協議のうえ決定します。

6 実績報告

月毎の販売個数及び売上金額について、実績報告書(様式4号)にて定期的に区(施設管理者)へ報告してください。

複数台を一括契約している場合は、設置場所ごとに実績報告書を作成してください。

7 入札参加申込書及び提出書類

次に該当するものを、入札物件の件数にかかわらず1部提出してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書（様式1号）	○	○
②	誓約書（様式2号）	○	○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	住民票		○
⑤	納税証明書その1	○	○
⑥	設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ （デザインが分かることが条件）	○	○
⑦	販売品目のカタログ	○	○
⑧	現在自ら管理・運営している物件の契約書（写） ※3年以上管理・運営していることがわかるもの ※現在板橋区において、入札により自動販売機を設置している業者については不要	○	○

※ ③、④及び⑤については発行後3か月以内の原本とします。⑤については申込日に取得できる、直前の年分のものとします。法人については法人税を、個人については所得税の納税証明書を提出してください。

※ 回収ボックスは大きさや分別種類などがわかるものであれば、写真などでも可とします。

8 入札参加申込書及び提出書類の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年11月14日（木）午後4時まで
- (2) 受付日時 令和6年11月1日（金）から
令和6年11月14日（木）の午前9時から午後4時まで
ただし、正午から午後1時までの時間帯並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けていません。
- (3) 提出場所 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所 北館7階13番窓口
総務部契約管財課管財用地係
- (4) 提出方法 窓口に直接持参

9 入札参加資格の審査及び通知

区において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和6年11月21日（木）まで

10 質問及び回答

- (1) 質問期間 令和6年11月21日(木)から
令和6年11月25日(月)午後4時まで
- (2) 質問方法 質問は、電子メールにてお願いします。
質問受付電子メールアドレス so-kanzai@city.itabashi.tokyo.jp
- (3) 回 答 令和6年11月29日(金)までに、入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に、質問に対する回答を送信します。
※ 質問者を伏せて、質問内容及びその回答は、すべての入札参加者に送信します。

11 入札及び開札の執行について

- (1) 会 場 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所 本庁舎 北館9階 大会議室A
- (2) 日 時 令和6年12月4日(水)

物件番号	予定時刻	入札件数
1～6	10時00分～10時30分	6
7～12	10時30分～11時00分	6
13～15	11時00分～11時20分	3

※ 入札は、物件番号順に行います。当日は時間に余裕を持ってご来庁ください。なお、庁舎駐車場のサービス券等は発行しません。公共交通機関等をご利用ください。

- (3) 入札方法
入札書(様式3号)に記入して、横四つ折りにし、金額が見えないようにして入札箱に投函してください。
- (4) 入札金額
- ① 入札金額は、月額貸付料又は使用料を記入してください。
 - ② 税抜き額(消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額)を記入してください。
 - ③ 内訳の合計額を記入してください。ただし、内訳金額は、それぞれの最低入札価格を下回らないようにしてください。また、この内訳金額は契約書等を作成の際に使用します。
- (5) 落札決定価格
入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。ただし、土地(物件番号3の新河岸庭球場③屋外、7の新河岸庭球場④屋外、5～9の各自転車駐車場及び9の西台倉庫、10の舟渡地域センター屋外、11の高島平地域センター③駐車場、12の常盤台区民事務所屋外、14の各公園)に設置する場合は加算されません。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除とします。

(7) 入札及び開札に係る事項

入札及び開札に係る基本的事項は、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第9条から第22条の規定によります。なお、4ページの10条「封をして、」と11ページの「封書の書き方」は削除したものと読み替えます。

12 落札者の決定方法

- (1) 最低入札価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない区職員にくじを引かせるものとします。

13 契約の締結に係る事項

(1) 物件番号14以外

- ① 別途「区有財産有償貸付契約書」により、契約を締結するものとします。
- ② 契約保証金は免除とします。
- ③ その他契約の締結に係る事項については、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第23条及び第24条の規定によります。

(2) 物件番号14

別途「板橋区立公園自動販売機の運営管理業務に関する協定書」を締結後、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び東京都板橋区立公園条例（昭和36年条例第12号）に基づき設置許可を行います。

(3) 契約締結の名義

入札参加申込書に記載された名義で締結します。

(4) 印紙税の取り扱い

契約書又は協定書に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。ただし、設置場所が建物内の場合は必要ありません。

14 担当・問い合わせ先

(1) 入札に関すること

総務部契約管財課管財用地係 電話 03（3579）2243
所在地 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所 本庁舎北館7階

(2) 機器の設置に関すること
 下記担当課係にお問い合わせください。

物件番号	担当課係	電話番号
1-A~E 2-A~E 3-A~E 4-A~D 5-A~B 6-A~B 7-A~C 8-A~B 9-A~B 15-A~E	スポーツ振興課 管理係	03 (3579) 2651
5-C~D 6-C~D 7-D~E 8-C~E 9-C~D	土木計画・交通安全課 自転車対策係	03 (3579) 2517
10-A~E 11-A~E 13-C	地域振興課 庶務係	03 (3579) 2161
12-A	戸籍住民課 常盤台区民事務所	03 (3967) 6711
12-B~C	障がい政策課 施設係	03 (3579) 2363
12-D	板橋西清掃事務所 管理係	03 (3936) 7441
12-E	文化・国際交流課 文化・国際交流係	03 (3579) 2018
13-A~B	子ども家庭総合支援センター 支援課 管理・サービス係	03 (5944) 2371
14-A~E	土木部管理課 占用係	03 (3579) 2505